

○ 介護保険住宅改修について ○

～要介護・要支援認定を受けた被保険者(以下、『要介護被保険者等』)の生活環境を整えるためにお住まいの一部を改修する場合、申請によりその費用の一部について住宅改修費が支給されます～

【支給要件】

- ① 要介護被保険者等が実際に居住するお住まい(住民票住所地)の改修であること。
- ② 要介護被保険者等の身体の状態や実際生活している様子、お住まいの状況等を考慮し、必要と認められる改修であること。
- ③ 改修内容が「介護保険の対象となる工事」にあたり、工事を伴う改修であること。

※注1 住宅の新築・増築は対象となりません。

※注2 病院や施設に入院(所)されている場合、退院(所)を見込んで住宅改修をすることができます。ただしお住まいに戻られなかった場合は、住宅改修費の支給はできません(全額自己負担になります)。

※注3 例えば、段差解消でスロープを設置する場合、ビス止めをして固定する場合は住宅改修の対象となり、固定せずに設置する場合は福祉用具貸与の対象となります。

【支給額】

20万円(税込)を上限とし、要介護被保険者等の負担割合(1～3割)に応じて、改修費用の9～7割分を住宅改修費(保険給付分)として支給します。改修費用(複数回住宅改修をした場合はその合計)が20万円を超えた場合、超えた分は全額自己負担となります。

ただし、要介護被保険者等の介護度が著しく高くなった場合や転居した場合は、既に最大支給金額までの支給を受けていても、再度支給を受けられる場合があります。なお、負担割合は「介護保険負担割合証」で確認いただけます。

【住宅改修の流れ】 ※住宅改修費支給には事前に申請が必要です。

相 談

(被保険者・家族)担当ケアマネジャーに相談をします。また、施工業者を選択します。

(ケアマネジャー・施工業者)被保険者宅を訪問し、施工内容や支払方法、金額等の打ち合わせをします。

事 前 申 請

(ケアマネジャー・施工業者)必要書類を揃えて、介護保険課へ提出します。

(市)介護保険課および建築住宅課において審査を行い、ケアマネジャー宛てに着工許可を通知します。

住 宅 改 修 の 実 施

事 後 申 請

(被保険者・家族)事前に決定した支払方法に従って、改修費用のうち所定の額を支払います。

(ケアマネジャー・施工業者)施工後、内容等を確認し、必要書類を揃えて、介護保険課へ提出します。

(市)事前申請と差異がないか確認し、住宅改修費の支給(不支給)を決定します。

支 払

【支払方法】

八戸市では支払方法を「受領委任払い」と「償還払い」のどちらかから選ぶことができます。ただし、施工業者によっては「受領委任払い」に対応できない場合がございますので、あらかじめ御相談下さい。

- ・受領委任払い・・・利用者と施工業者の間で、保険給付分の受領を業者に委ねる(委任)手続きをして、利用者は自己負担分を支払い、後日、保険給付分が業者に支給される方法。
- ・償還払い・・・利用者が全額を支払い、後日、保険給付分が利用者に支給される方法。

【住宅改修費の支給対象となる改修の内容】

改修の種類	備考	改修例
手すりの取り付け	廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関ポーチ等に設置し、移動を助けたり、転倒を予防したりするもの。手すりの形状は、被保険者の身体の状態に応じた適切なものとする。	
段差の解消	居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するもの。	・敷居を低くする工事 ・スロープを設置する工事 ・浴室の床のかさ上げ
床又は通路面の材料の変更	滑りの防止及び移動の円滑化等のためのもの。	・居室：畳敷から板製床材等への変更 ・浴室：滑りにくい床材への変更 ・通路：滑りにくい舗装材への変更
扉の取替え	開き戸から引き戸・折戸・アコーディオンカーテン等への取替え等扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等を含む。	
便器の取替え	和式便器から洋式便器への取替えや、既存の便器の位置・向きの変更等が一般的には想定される。ただし、「腰掛便座」の設置は除かれる。 ※和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは支給対象となるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の追加は支給対象外となる。 ※非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化部分の費用相当額は支給対象外となる。	
上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	《手すりの取り付け》 手すりの取り付けのための壁の下地補強 《段差の解消》 浴室床のかさ上げに伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落・脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 《床又は通路面の材料の変更》 床材変更のための下地の補修や根太の補強、通路面の材料の変更のための路盤の整備 《扉の取替え》 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 《便器の取替え》 便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)、床材の変更	

※支給対象か判断が難しい場合は、あらかじめ介護保険課まで御相談下さい。

《問い合わせ先》

八戸市 健康部 介護保険課 認定給付グループ
八戸市庁 本館1階 12番窓口
電話 43-9083(直通)